
特別会員における外務員登録・資格試験等に係る事務の変更に係る「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第15号)等の一部改正について

日証協 平15.9.30

本協会では、9月30日の理事会において、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第15号)等の一部を改正し、10月14日付をもって施行した。

今般の改正は、特別会員における外務員登録手続き及び証券外務員等資格試験の申込み手続きの簡素化・迅速化を図る観点から、協会WANを利用してかかる事務を処理する方法に変更することに伴い、特別会員における外務員登録申請書等の様式を変更する等の所要の整備を図るものである。

本規則改正の趣旨・骨子及び新旧対照表は、それぞれ以下のとおりである。

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号)等の
一部改正について

平成 15 年 9 月 30 日
日 本 証 券 業 協 会

1 . 改正の趣旨

本年 10 月 14 日から、特別会員における外務員登録・資格試験等に係る事務を協会 W A N を利用する方法に変更することに伴い、「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号)及び「同規則に関する細則」の一部を改正することとする。

2 . 改正の骨子

- (1) 「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」(公正慣習規則第 15 号)の
一部改正〔別紙 1〕

特別会員について、外務員登録申請書の記載事項及び外務員登録事項変更届出書の届出事項に雇用の形態を加える。また、外務員の種類に変更があったときは、外務員登録事項変更届出書の提出を要しないこととする。(第 7 条第 1 項第 2 号ロ、第 10 条第 1 項第 1 号)

- (2) 「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正
〔別紙 2〕

特別会員について、登録原簿の記載事項に雇用の形態を加えることとする。
(第 4 条第 2 号ロ)

特別会員代表者が外務員の登録事務を委任することができる者を本部組織における部署の長とする。(第 6 条第 2 項)

登録申請書等の様式を現行の会員の様式に統一し、特別会員用の様式を廃止する。(第 9 条)

3 . 実施の時期

この改正は、平成 15 年 10 月 14 日から施行する。

以 上

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」（公正慣習規則第15号）の一部改正について

平成15年9月30日

（下線部分変更）

新	旧
（外務員の登録申請） 第7条 協会員は、第3条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。 1 （現行どおり） 2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 イ （現行どおり） ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態 ハ } （現行どおり） ニ } 2 } （現行どおり） 3 } 4 } （登録事項の変更等届出） 第10条 協会員は、第8条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。 1 第7条第1項第2号イ及びロに掲げる事項に変更があったとき。 2 } （現行どおり） 3 } 2 （現行どおり）	（外務員の登録申請） 第7条 協会員は、第3条第1項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。 1 （省 略 ） 2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項 イ （省 略 ） ロ 役員又は従業員の別及び<u>会員の</u>従業員にあっては雇用の形態 ハ } （省 略 ） ニ } 2 } （省 略 ） 3 } 4 } （登録事項の変更等届出） 第10条 協会員は、第8条第1項の規定により登録を受けている外務員について、次の各号のいずれかに該当する事実が生じたときは、遅滞なく、所定の様式によりその旨を本協会に届け出なければならない。 1 第7条第1項第2号イから八までに掲げる事項（<u>会員の外務員については、八に掲げる事項を除く。</u>）に変更があったとき。 2 } （省 略 ） 3 } 2 （省 略 ）

新	旧
付 則 この改正は、平成15年10月14日から施行する。	

「『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則」の一部改正について

平成 15 年 9 月 30 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
(登録原簿の記載事項) 第4条 規則第3条第1項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 1 (現行どおり) 2 外務員についての次に掲げる事項 イ (現行どおり) ロ 役員又は従業員の別及び従業員にあっては雇用の形態 ハ } (現行どおり) ニ } ホ } (特別会員の登録申請等の手続き) 第6条 特別会員は、登録申請等は、その特別会員の組織する団体 (定款第30条に規定する団体をいう。) を経由して行うものとする。ただし、定款第30条に規定する団体に所属しない特別会員にあっては、当該登録申請等は本協会に対し行うものとする。 2 規則第7条第1項に規定する登録申請書の申請者は、特別会員代表者とする。ただし、本部組織における部署 (以下「本部部署」という。) の長が、外務員の登録事務に関し、当該特別会員を代表する者である旨の特別会員代表者の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請者は、<u>当該本部部署</u>の長とすることができる。	(登録原簿の記載事項) 第4条 規則第3条第1項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。 1 (省 略) 2 外務員についての次に掲げる事項 イ (省 略) ロ 役員又は従業員の別及び<u>会員の従業員</u>にあっては雇用の形態 ハ } (省 略) ニ } ホ } (特別会員の登録申請等の手続き) 第6条 特別会員は、登録申請等は、その特別会員の組織する団体 (定款第30条に規定する団体をいう。) を経由して行うものとする。ただし、定款第30条に規定する団体に所属しない特別会員にあっては、当該登録申請等は本協会に対し行うものとする。 2 規則第7条第1項に規定する登録申請書の申請者は、特別会員代表者とする。ただし、<u>支店、営業所及び本部組織</u>における部署 (以下「<u>支店等</u>」という。) の長が、<u>当該支店等に所属する外務員</u>の登録事務に関し、当該特別会員を代表する者である旨の特別会員代表者の委任状をあらかじめ本協会に提出したときは、登録申請者は、<u>当該支店等</u>の長とすることができる。

新	旧
(登録申請書等の様式) 第9条 規則第17条に規定する登録申請書その他の様式は、様式第1号から第<u>4</u>号により作成するものとする。 外務員登録申請書(様式第1号) 外務員登録事項変更届出書(様式第2号) 登録外務員の欠格事項該当届出書(様式第3号) 登録外務員の職務廃止届出書(様式第4号) (削 る)  誓約書 付 則 この改正は、平成15年10月14日から施行する。	(登録申請書等の様式) 第9条 規則第17条に規定する登録申請書その他の様式は、様式第1号から第<u>8</u>号により作成するものとする。 外務員登録申請書(様式第1号-<u>会員用</u>) 外務員登録事項変更届出書 (様式第2号-<u>会員用</u>) 登録外務員の欠格事項該当届出書 (様式第3号-<u>会員用</u>) 登録外務員の職務廃止届出書 (様式第4号-<u>会員用</u>) <u>証券外務員登録申請書</u> (様式第5号-<u>特別会員用</u>) <u>証券外務員登録事項変更届出書</u> (様式第6号-<u>特別会員用</u>) <u>登録証券外務員の欠格事項該当届出書</u> (様式第7号-<u>特別会員用</u>) <u>登録証券外務員の職務廃止届出書</u> (様式第8号-<u>特別会員用</u>) 誓約書(<u>会員及び特別会員用</u>)